

特別企画：長野県内「民事再生法」申請企業動向調査

2000 年度以降、申請件数の累計は 114 件 2014 年度以降は 6 件と極端に減少、2018 年度は 1 件

はじめに

倒産集計の対象となる法的整理は「破産」「特別清算」「民事再生法」「会社更生法」の 4 種類。清算型の「破産」「特別清算」、再建型の「民事再生法」「会社更生法」と大きく分類することができる。2000 年 4 月に施行された「民事再生法」は、従来の「和議法」（1923 年施行）に代わる再建型法的整理手続きとして浸透し、その適用を申請する企業が増加。一時は「大型倒産＝民事再生法」とのイメージも定着していた。

しかし、2010 年度以降は倒産抑制傾向が強まる一方、「民事再生法」によらない再建スタイルの広がりもあって状況は一変。近年になると、1 年を通じて県内企業の申請が 1 件もない年が出てくるようになった。

そこで帝国データバンクでは、これまで「民事再生法」の適用を申請した県内企業を再集計。2000～2018 年度（2018 年度は 10 月末現在）における申請件数・負債の推移、業種・地区別分布、最近の特徴などについて分析した。

調査結果（要旨）

■累計 114 件、年度別では最多が 13 件、最少は 0 件

2000～2018 年度（2000 年 4 月～2018 年 10 月）に「民事再生法」の適用を申請した県内企業の累計は 114 件。年度別にみると、最も多かったのは 2003・2007・2009 年度の 13 件、最も少なかったのは 2016 年度の 0 件。

■2009 年度まで 92 件、2010 年度以降 22 件

申請状況は 2010 年度を境に大きく変わる。2000～2009 年度の 10 年間の合計が 92 件（1 年平均 9.2 件）だったのに対し、2010 年度以降の 9 年は 22 件（同 2.4 件）。2010 年度以降の 1 年平均件数は 2009 年度までの 4 分の 1 近くまで減少している。さらに、2014 年度以降の 5 年に限ると、申請件数は 6 件（同 1.2 件）にとどまる。

■業種別では「製造」が最多、申請企業の 4 分の 1 以上が「破産」へ移行

累計 114 件を業種別にすると、「製造」が 42 件（構成比 36.8%）で最多、「建設」「サービス」が各 22 件（同 19.3%）で続いている。一方、申請企業 114 件のうち、「破産」に移行したことが判明しているのは 31 件。再生を断念した企業の比率は 27.2%と 4 分の 1 を超えている。

2. 2010年度を境に申請状況が一変、直近5年における1年平均は1.2件

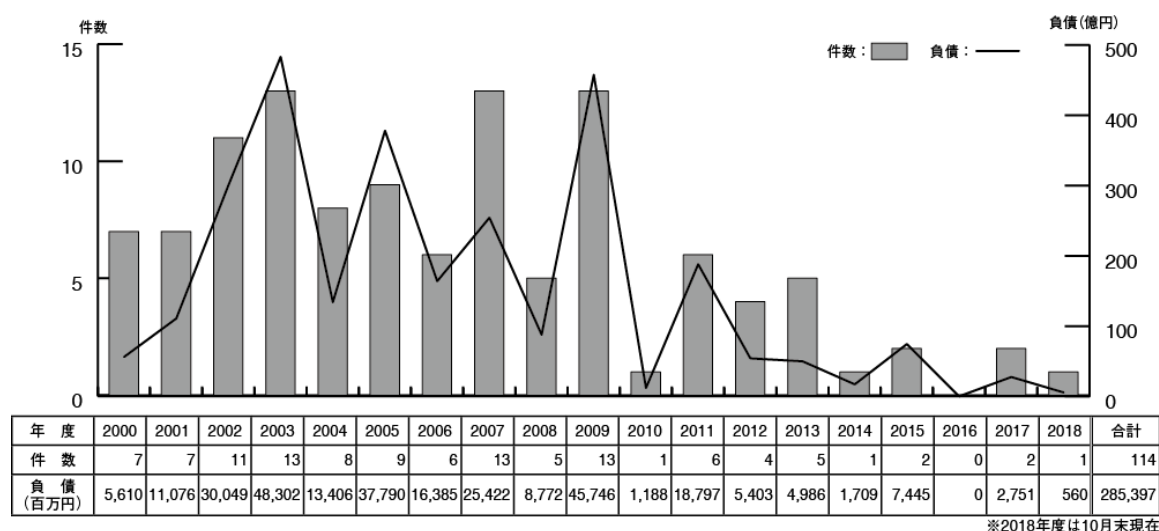
次ページのグラフは、「民事再生法」の申請状況を年度別にまとめたもの。施行元年となる2000年度には7件の申請があり、2002年度には11件と10件を突破。翌2003年度は13件に達し、2007年度・2009年度と並ぶ最多を記録している。当時は多額の負債を抱えて申請する企業も多く、申請企業の負債合計は2003年度に483億200万円、2009年度にも457億4600万円と450億円を超えた。

こうした状況が一変したのが2010年度。件数は前年度比92.3%減の1件、負債は同97.4%減の11億8800万円と激減したのである。2010年度は、2009年12月に施行された中小企業金融円滑化法により、借入金の返済条件緩和措置を受けやすくなったため、倒産の発生自体が大幅に抑制されはじめた年。「破産」と比べ、早い段階で適用を受ける傾向があった「民事再生法」だけに、借入金の返済先送りは申請件数の減少につながりやすかったとの見方もできる。倒産が抑制される傾向は今日まで継続。こうした中、「民事再生法」が10件を超えることはなくなり、2016年度は初めて0件。その後も2017年度2件、2018年度（10月末現在）1件と低い水準で推移している。

近年、「民事再生法」の適用件数が限られるもうひとつの要因には、「特別清算」を取り入れた事業再生スキームの広がりがある。金融機関や再生支援機関が関与し、事業を別会社に譲渡、別会社のもとで事業の継続を図ろうとするものだ。事業譲渡後の旧会社を「特別清算」で処理するケースが多いが、この場合債権者となるのは金融機関などに限定、すなわち一般債権者には迷惑が及ばないように配慮される。これに対し、「民事再生法」の場合は基本的に影響が全債権者に及ぶため、そうした点も含め選択されにくくなっている。

施行後、2018年10月までの「民事再生法」申請件数の合計は114件。2010年度を境に分けると、2000～2009年度までの10年間の合計は92件（1年平均9.2件）、2010年度以降の9年は22件（同2.4件）と、2010年度以降の1年平均件数はそれまでの4分の1近くに減少している。さらに、2014年度以降の5年に限ると、申請件数は6件（同1.2件）と減少傾向はさらに強くなる。

県内の民事再生法申請件数・負債の推移（2000年度～2018年度）



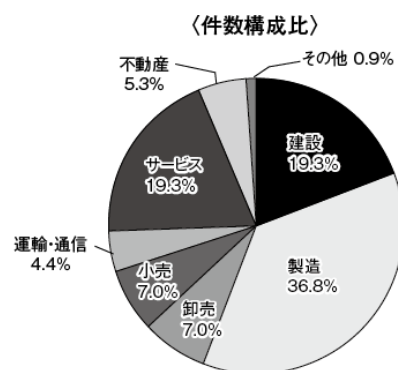
3. 業種別では「製造」、負債額別では「10～100億円未満」が最多

今年10月末までに県内で「民事再生法」の適用を申請した114件を対象として、業種、地区、負債額別に分類してみた。業種別では、「製造」が42件（構成比36.8%）と最も多く、「建設」「サービス」が各22件（同19.3%）で続いている。「製造」は負債（1026億1100万円）も最大。「製造」が多いのは、財務内容に問題があっても、特色ある技術や加工能力を有するメーカーの場合、それを核に据え再建を推し進めやすい点と関係しているものとみられる。

地区別にみると、件数は「北信」が32件で最多だが、4地区間でそれほど大きな差は生じてない。また、負債額別では「10～100億円未満」（56件、構成比49.1%）と「1～10億円未満」（48件、同42.1%）の両区分に集中。「10～100億円未満」だけで半数近く、「100億円以上」を加えると61件（同53.5%）と半数を超え、倒産全体と比べ負債規模の大きなケースが多いことを示している。

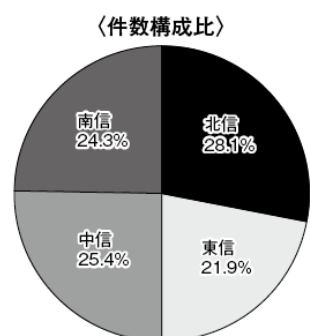
業種別内訳（2000～2018年度、2018年度は10月末現在）

業種	件数	構成比(%)	負債(百万円)	構成比(%)
建設	22	19.3	37,758	13.2
製造	42	36.8	102,611	36.0
卸売	8	7.0	13,967	4.9
小売	8	7.0	7,256	2.5
運輸・通信	5	4.4	10,112	3.5
サービス	22	19.3	81,337	28.5
不動産	6	5.3	30,056	10.5
その他	1	0.9	2,300	0.8
合計	114	100.0	285,397	100.0



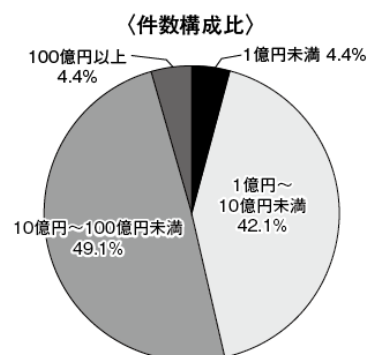
地区別内訳（2000～2018年度、2018年度は10月末現在）

地区	件数	構成比(%)	負債(百万円)	構成比(%)
北信	32	28.1	80,805	28.3
東信	25	21.9	62,803	22.0
中信	29	25.4	60,243	21.1
南信	28	24.6	81,546	28.6
合計	114	100.0	285,397	100.0



負債額別内訳（2000～2018年度、2018年度は10月末現在）

負債	件数	構成比(%)	負債(百万円)	構成比(%)
1億円未満	5	4.4	246	0.1
1～10億円未満	48	42.1	25,032	8.8
10～100億円未満	56	49.1	185,039	64.8
100億円以上	5	4.4	75,080	26.3
合計	114	100.0	285,397	100.0



4. 最近の事例～ シブキヤ建設、中松屋旅館、横手山リフト

県内で 2017 年度以降に申請したのは、シブキヤ建設（株）（下伊那郡松川町）、（有）中松屋旅館（上田市）、横手山リフト（株）（下高井郡山ノ内町）の 3 件。シブキヤ建設（株）は豊富な重機類を活用した土木工事を主力とする一方、産業廃棄物の収集・運搬・処理も手がけ、地元では相応の営業基盤を築いていた。しかし、近年は業績の低迷などから財務内容が悪化し、経営改善も実を結ばず、2017 年 4 月に「民事再生法」の適用を申請した（負債約 21 億 5100 万円）。県内企業とスポンサー契約を締結し、同年 10 月には再生計画認可決定を受けている。

別所温泉で旅館を運営していた（有）中松屋旅館は、江戸時代創業の老舗。2016 年にはNHK大河ドラマ『真田丸』放映による集客効果もあったが、従前の設備投資に伴う借入金負担などから財務面の脆弱さは解消されず、2018 年 1 月に「民事再生法」の適用を申請した（負債約 6 億円）。8 月に再生計画認可決定を受け、新体制のもとで再生に向けスタートしている。

今年度唯一の申請となっているのは、「横手山・渋峠スキー場」においてスキー用リフトの運営などを手がけていた横手山リフト（株）。同スキー場は、日本一標高が高いスキー場として知られたが、スキー市場の縮小などから経営環境が悪化、抜本的な再建を目指し、2018 年 6 月に「民事再生法」の適用を申請、7 月には再生手続き開始決定を受けている（負債約 5 億 6000 万円）。

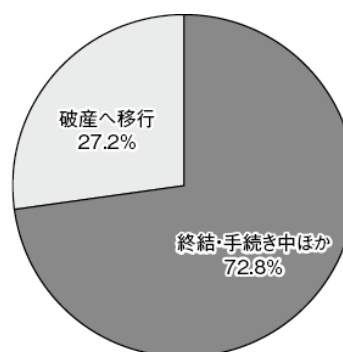
5. 27.2%が「破産」に移行、再建を断念するケースも散見

「民事再生法」は「申請＝再建」ではない。再生手続き終結に至るには様々な段階を経る必要があり、また長期分割弁済による再生計画を遂行する場合は、終結決定を受けた後も弁済を続ける必要がある。再生計画案が認可されなかったり、弁済計画が実行できなくなったりすると、手続きは「破産」に移行。その意味で、「民事再生法」はすべての手続きが終わるまで常に「破産」と隣り合わせという厳しい側面を有している。

申請総数 114 件のうち、「破産」への移行が確認できたのは 31 件。構成比は 27.2%と 4 分の 1 以上が該当している。また、「破産」とはなっていないくても、申請を取り下げたり、再生計画が遂行されないままとなっていたりするケースもあるため、実質的な再生断念の比率はもう少し高くなるものとみられる。

民事再生法申請企業のその後

	件数	構成比(%)
終結・手続き中ほか	83	72.8
破産へ移行	31	27.2
合計	114	100.0



まとめ

施行以来の累計が 114 件に及ぶ県内の「民事再生法」申請件数。当初より、再建型法的手続きとして認知度を高め、2009 年度までは年間 10 件を超えることも珍しくなかった。2010 年度以降は、同法によらない再生スキームが構築される事例が増えたこともあって状況が大きく変化。申請件数は急激に減少したが、同法は基本的に債権カットなどが多くの一般債権者に及ぶ一方、スポンサーをつけず長期分割弁済しながら再建を目指す場合などでは計画の遂行に行き詰まり、「破産」に移行する企業が一定程度あることも、「まずは『民事再生法』によらない手法を模索する」要因となっているとみられる。

現在、金融機関や再生支援機関による企業の経営改善・再建支援が急ピッチで進行。他方、経営改善の成果があがらず、新たな再建策が必要となるケースも出てきている。2016 年度の 0 件を底に、2017 年度 2 件、2018 年度（10 月末現在）1 件と低水準で推移しているが、今後経営環境が一層厳しくなるとの見通しが強まる中、「民事再生法」の適用が重要な選択肢に浮上する企業が増えることも考えられる。

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。

当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。報道目的以外の利用につきましては、著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。

【内容に関する問い合わせ先】

株式会社帝国データバンク 松本支店 担当:奥原
TEL 0263-33-2180 FAX 0263-35-7763